

高梁市地域ケア会議設置要綱（内規）

（設置）

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の48第1項の規定に基づき、支援対象被保険者（同条第2項に規定する支援対象被保険者をいう。）が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、法第115条の45第2項第3号に規定する事業を効果的に実施するため、高梁市地域ケア会議（以下「地域ケア会議」という。）を設置する。

（会議の種類）

第2条 地域ケア会議の種別は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地域ケア個別会議
- (2) 地域ケア推進会議

（地域ケア個別会議）

第3条 地域ケア個別会議（以下「個別会議」という。）は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の72の2第1号及び第2号に掲げる事項について協議及び検討を行うものとする。

- 2 個別会議は、地域包括支援センターの長が課題の内容に応じ必要と認めた者を招集し、開催する。

（地域ケア推進会議）

第4条 地域包括ケアシステム検討委員会、認知症施策検討委員会及び在宅医療・介護連携推進協議会（以下「地域ケア推進会議」と総称する。）は、省令第140条の72の2第4号、第5号及び第6号に規定する事項について検討を行うものとする。

（任期）

第5条 前条の地域ケア推進会議の委員の任期は、2年とする。

- 2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 公職にあることにより選任された委員は、その職を退いたときに委員の職を失うものとする。

（庶務）

第6条 個別会議及び地域ケア推進会議に関する庶務は、地域包括支援センターにおいて、処理する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、地域ケア会議の運営に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。